

運行管理者資格者証 訂正 再交付 (注(1)) 交付申請書

年 月 日

東北運輸局長 殿

収入印紙  
270円分

郵便番号 \_\_\_\_\_

住所（自宅） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電話（連絡先） \_\_\_\_\_

（フリガナ） \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日（昭和・平成） 年 月 日

資格者証の 訂正 再交付 (注(1)) を受けたいので、旅客自動車運送事業運輸規則

第48条の7第1項 (注(1)) の規定により、別紙書類を添付して申請します。  
第48条の8第1項

理由	1. 氏名の変更	2. 汚損	3. 破損	4. 亡失
申請前に有していた資格者証の記載内容	資格者証番号	東宮(旅客・乗合・貸切・乗用・特定) 第 _____ 号		
	氏名			
	生年月日	(昭和・平成)	年	月 日
変更後の氏名				

注 (1) 不要の文字は消すこと。

(2) 資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙は不要。

(3) 理由の欄は、該当する数字を○で囲むこと。

運行管理者資格者証 ~~訂正~~ (注(1)) 交付申請書  
再交付

※日付は入れない。 年 月 日

東北運輸局長 殿

再交付：収入印紙270円分を貼付する。  
訂正のみ：収入印紙不要

郵便番号 983-8540

住所（自宅） 宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目3-15

電話（連絡先） 022-235-2517

（フリガナ） ミヤギ タロウ

氏名 宮城 太郎

生年月日 (昭和)平成) 62年 5月 19日

資格者証の ~~訂正~~ (注(1)) を受けたいので、旅客自動車運送事業運輸規則  
再交付

~~第48条の7第1項~~ (注(1)) の規定により、別紙書類を添付して申請します。  
第48条の8第1項

理由	1. 氏名の変更      2. 汚損      3. 破損      ④ 亡失	
申請前に有していた資格者証の記載内容	資格者証番号	東宮(旅客・ <del>乗合・貸切・乗用・特定</del> ) 第 1000号
	氏名	宮城 太郎
	生年月日	(昭和)平成) 62年 5月 19日
変更後の氏名		

注 (1) 不要の文字は消すこと。

(2) 資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙は不要。

(3) 理由の欄は、該当する数字を○で囲むこと。

## 申請にあたっての注意事項

再交付のみの場合は、運転免許証のコピーを添付してください。

訂正（氏名変更等）のみの場合は、運行管理者資格者証、訂正の事実が確認できるもの（同一書類の中に新旧氏名の記載された住民票等）を添付してください。

訂正と再交付の両方（氏名変更等を伴う再交付）の場合には、運転免許証のコピー、訂正の事実が確認できるもの（同一書類の中に新旧氏名の記載された住民票等）を添付してください。

宮城運輸支局で再交付・訂正できるのは、宮城運輸支局で交付した運行管理者資格者証（資格者証番号が「東宮」で始まるもの）のみとなります。分からない場合は、事前に電話で宮城運輸支局までご相談ください。

他支局で交付した運行管理者資格者証の訂正・再交付は、その支局にご相談ください。

申請書を提出してすぐに資格者証をお渡しすることはできません。再交付・訂正の場合は、1～2週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

資格者証が出来上がりましたら電話にてお知らせしますので、それから支局へ取りに来ていただく形となります。

出来上がった資格者証について、郵送での返送を希望される場合は、返信用封筒（A4サイズが折らずに入る大きさで、返送先を記入し、490円分の切手を貼付したもの）を申請書と一緒に提出してください。出来上がり次第、簡易書留で返送します。